

6 文教第 5 4 5 号
令和 6 年 8 月 9 日

各私立学校設置者 様

京都府文化生活部文教課長

京都府奨学のための給付金制度（通常申請・新入生一部早期給付 2 回目）の
申請受付期間の延長の周知について（依頼）

平素は、本府私学行政の推進に御理解、御協力いただきありがとうございます。

上記給付金について、令和 6 年 7 月 1 日付け 6 文教第 4 8 4 号により、制度の周知に御
協力をお願いいたしましたが、この度、申請受付期間を以下のとおり延長することとなり
ました。

つきましては、本制度に該当する生徒に対して案内を配布いただく等、制度の周知に引
き続き御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○申請期限

- ・通常申請、新入生一部早期給付 2 回目

【延長前】令和 6 年 8 月 9 日（金）※当日消印有効

【延長後】令和 6 年 10 月 31 日（木）※当日消印有効

- ・家計急変世帯への支援

令和 6 年 7 月 1 日付け 6 文教第 4 8 4 号により通知した内容から変更はありません。

○京都府ホームページ

（通常申請、新入生一部早期給付 2 回目）

<https://www.pref.kyoto.jp/bunkyo/syogakukyufukin.html>

京都府文化生活部文教課
経営支援・宗教法人係
TEL 075-414-4516
MAIL bunkyo@pref.kyoto.lg.jp